

IV 資料

第5次和寒町総合計画審議会答申書

第5次和寒町総合計画策定の手順

和寒町総合計画審議会委員名簿

和寒町総合計画審議会条例

第5次和寒町総合計画策定の経過

和寒町総合計画審議会でのこれまでの主な意見と施策との関連性

町民参加の状況

町民意向調査の結果

和寒町自治基本条例

総合計画審議会答申書

平成23年2月15日

和寒町長 伊藤 昭 宣 様

和寒町総合計画審議会
会長 袈 田 道 悟

第5次和寒町総合計画の答申について

平成21年12月17日に諮問のありました「第5次和寒町総合計画」について、当審議会では、本町の現状と課題の分析と把握に努め、今後10年間のまちづくりの目標と方針について総合的かつ専門的に慎重審議を重ねてまいりましたので、本日ここに別冊のとおり策定した第5次和寒町総合計画を答申いたします。

策定にあたっては、町民意向調査や町政懇談会・町民まちづくり会議をはじめ、町内児童生徒へのアンケート調査や各種団体調査など、寄せられた多くの町民の意見・提言を参考に、今後10年間のまちづくりの方向性を模索してきたところであります。

また、わっさむ110年の歴史を振り返るとともに、この間合併の道を選択せず、単独の道を選択し、自立した道を歩んでいけるよう進めてきた行政改革など、新しいまちづくりの課題を明確にしたうえで、本町の望ましい将来像を思い描き、将来を見据えた総合計画となるよう検討を進めてまいりました。

本計画では、第4次総合計画の評価と課題を検証し、これまでのまちづくりを継承し、さらに発展させ、自治基本条例の基本理念を具体化するため、町民とのきずなへと昇華させながら、基本構想で示した「人の“和”ひろがる 恵みの大地 わっさむ」の基本テーマのもと、「みんなで創る協働プロジェクト」「活力ある産業プロジェクト」「ふれあい安心生活プロジェクト」の3つの重点プロジェクトを設定し、計画の実現に向けた7つの基本目標を定めております。

計画の主要目標では、将来人口を3,300人と想定しており、重点プロジェクトに

示したあらゆる施策を総合的・横断的に実施することで確保することのできる定住確保人口を加味した、将来人口を設定しております。

将来人口の設定にあたっては、急速に進展する過疎化・少子高齢化に伴う、本格的な超高齢社会の到来や、高度情報化社会の進展による経済のグローバル化など地方における産業構造の変化など、産業・生活面における、あらゆる社会環境の変化に大きな影響を受けることを考慮しながら将来人口を設定しておりますが、これまで以上の積極的な各種施策の展開が望まれるとともに、本町の財政状況を見極めながら、効率的・効果的な行財政運営と町民参画や協働のまちづくりによって、あらゆる環境の変化に柔軟に対応し、力強くたくましい和寒町を築いていくことが望まれています。

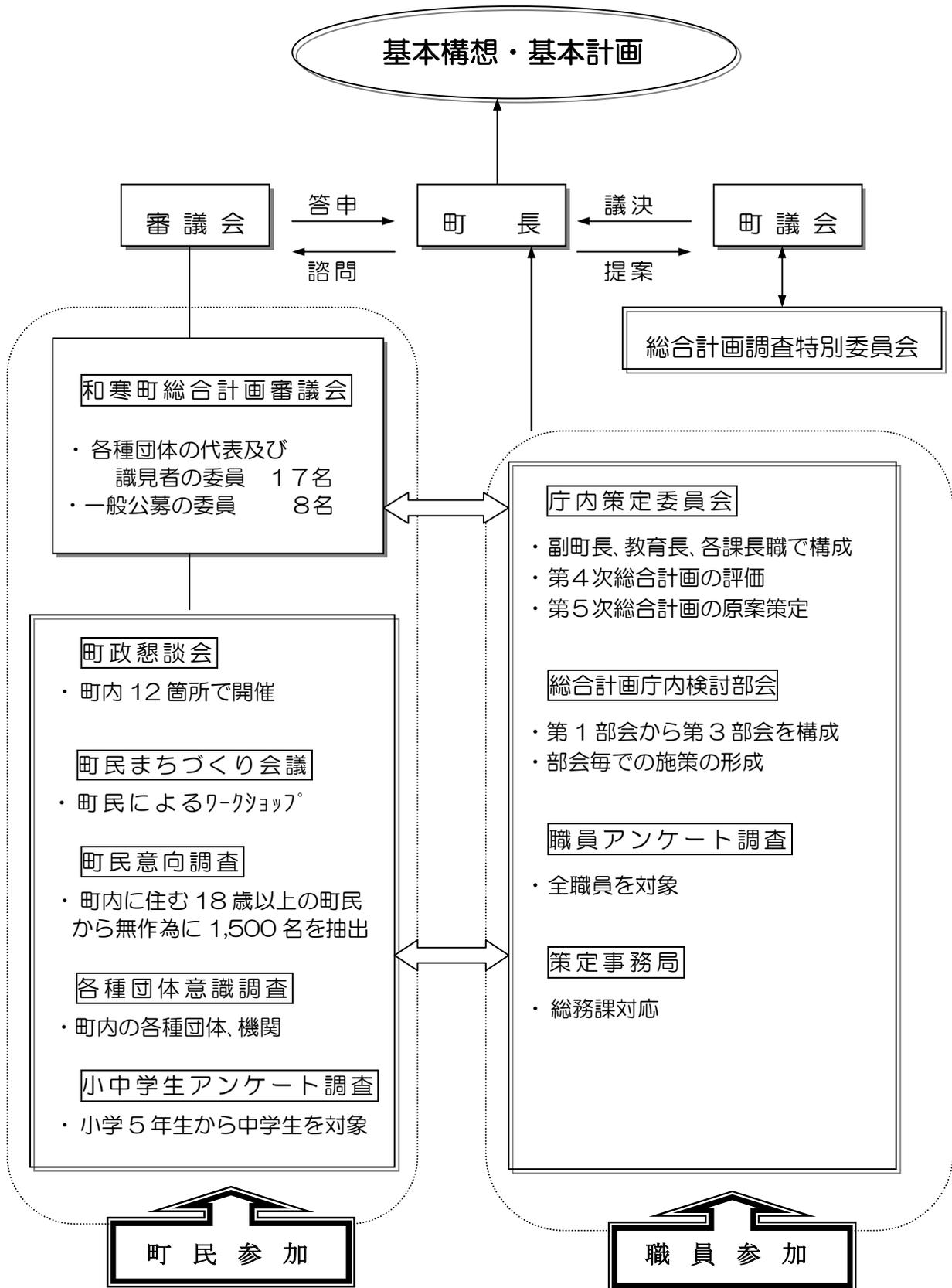
まちの将来像や将来人口の実現に向けた具体的な計画として、町民参加と協働のまちづくりを基礎とした産業・生活における重点プロジェクトにおいて、生活面では「人と環境にやさしい快適で安心した生活環境の整備」「豊かな心を育む教育の推進」「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」「いつまでも元気に暮らせる医療福祉の充実」としており、産業面においては「持続的農業への発展」「魅力ある商工業の活性化」「担い手後継者対策の推進」「環境にやさしい地域資源の有効活用」「定住促進対策の展開」「観光資源の有効活用」を今後10年間の重要な柱として位置付けております。

これらの施策を、関係機関や各種団体と連携を図りながら積極的に展開するとともに、町民とのきずなを育み、本町の将来が活力に満ちた魅力あるものとなるよう計画的な行政運営が求められています。

町長におかれましては、自治基本条例の基本理念を具体化するための総合的・計画的行政運営の指針として尊重し、本計画がまちの最上位計画であることを踏まえ、各施策の積極的な展開が図られるよう期待いたします。

また、本計画の適切な進行管理に努めるとともに、審議会の意向を十分に尊重されますようお願い申し上げます、本計画の答申といたします。

第5次和寒町総合計画策定の手順



和寒町総合計画審議会委員名簿

審議会会長 : 袞 田 道 悟
 審議会副会長 : 浜 田 友 子

区 分	所 属	氏 名	備 考
1. 一般公募		小 田 守 宏	
		金 子 光 夫	
		須 貝 博 夫	
		橘 修 一	
		浜 田 敏 史	
		牧 竜 一	
		鷺 見 紀 子	
		真 鍋 喜美江	
		8名	
2. 各種団体代表 ①産業関係	JA北ひびき農業協同組合	川 江 和 男	
	商工会	浜 田 義 昭	
	観光協会	袞 田 道 悟	会長
	農民連盟	今 野 宗 徳	
	地湧の里	宮 崎 光 行	
	5名		
②社会文教体育	教育委員会	浜 田 友 子	副会長
	体育協会	朝 日 和 義	
	文化団体連絡協議会	瓜 るみ子	
	社会福祉協議会	鷺 見 孝 和	
	子ども会育成連絡協議会	合 田 菊 夫	
	5名		
③青年女性団体	JA北ひびき和寒青年部	川 江 峰	
	商工会青年部	佐 藤 伸 二	
	商工会女性部	篠 原 貞 子	
	3名		
④識見者		鷺 見 唯 男	
		大 瀬 忠 勇	
		川 島 辰 夫	
		三 浦 道 幸	
		4名	
		合計 25名	

和寒町総合計画審議会条例

(平成 12 年 3 月 17 日条例第 25 号)

(設置)

第 1 条 和寒町の総合的な振興に関する対策を樹立し、その円滑なる推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、和寒町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ和寒町の総合計画に関する計画の策定及びその他その実施に関し必要な調査審議を行うほか、振興対策についての意見を具申することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表及び識見者 17 名
- (2) 一般公募者 8 名

3 前項第 2 号の委員が定数に満たない場合は 1 号委員により補充するものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 4 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、調査、審議のため必要がある場合には、部会を置くことができる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和寒町総合計画策定審議会条例の廃止)

2 和寒町総合計画策定審議会条例(昭和 43 年条例第 24 号)は廃止する。

第5次和寒町総合計画策定の経過

年月日	会議名等	内容等
平成21年 10月9日	第1回庁内策定委員会	策定方針・町民意向調査
12月14日	全員協議会	策定方針
12月17日	第1回審議会	諮問・策定方針
平成22年 2月10日	全員協議会	町民意向調査
2月15日	第2回審議会	町民意向調査
4月30日	第2回庁内策定委員会	町民意向調査
5月18日	第3回庁内策定委員会	町民意向調査
5月19日	第1回特別委員会	町民意向調査
5月26日	第1回審議会	町民意向調査
5月27日 ～30日	町民意向調査（小中高及び団体含む）	対象者1,500名
7月15日～ 8月4日	町政懇談会	12自治会
7月20日	第4回庁内策定委員会	町民意向調査結果・第4次後期計画執行状況報告・人口推計
7月23日	第2回特別委員会	町民意向調査結果・第4次後期計画執行状況報告・人口推計
8月10日	第2回審議会	町民意向調査結果・第4次後期計画執行状況報告・人口推計
8月19日～ 9月9日	町民まちづくり会議	ワークショップ3回
9月3日	第5回庁内策定委員会	計画骨子・基本計画
9月13日	第6回庁内策定委員会	基本計画
9月28日	第7回庁内策定委員会	基本計画
10月20日	第3回特別委員会	基本計画
10月26日	第3回審議会	基本計画（第1章）
11月8日	第4回審議会	基本計画（第2章～第4章）
11月11日	第8回庁内策定委員会	総論・基本構想
11月22日	第5回審議会	基本計画（第5章～第7章）
12月9日	第4回特別委員会	総論・基本構想・基本計画・実施計画
12月16日	第9回庁内策定委員会	基本計画・実施計画
12月24日	第6回審議会	総論・基本構想・基本計画・実施計画
平成23年 1月28日	第5回特別委員会	基本構想・基本計画・実施計画
2月3日	第7回審議会	基本構想・基本計画・実施計画
2月7日	第10回庁内策定委員会	総合計画全般
2月9日	第6回特別委員会	総合計画全般
2月15日	第8回審議会	総合計画答申
3月3日～ 3月17日	平成23年第1回和寒町議会定例会	総合計画原案可決

和寒町総合計画審議会のこれまでの主な意見と施策との関連性

《基盤整備計画》

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

全体的な給水量は減っているかもしれないが、十分な水が確保できるよう対策を講じるべきでは

水源の保全対策の推進【C-1】

【関連】 水資源・水利用

水源かん養林の育成と整備の推進【D-1】

水の安定供給【C-2】

水の安定供給と管理業務の強化【D-2】

除雪時に家の前にガザッと雪をおいていかないような対策を検討すべきでは

【関連】 雪対策

除排雪体制の充実【C-5】

除排雪業務の充実【D-8】

大型バスの利用が少ないため、ワゴン車のようなものに切り替えていくべきでは

【関連】 公共交通

町営バスの適正運行【C-6】

町営バスの適正運行【D-9】

光ケーブルの整備を進めていくべきでは

【関連】 情報通信

地域の高度情報化の推進【C-8】

インターネットを利用した情報発信【D-13】

インターネットを活用して動画やテレビ放映などの情報を積極的に配信すべきでは

【関連】 情報通信

地域の高度情報化の推進【C-8】

インターネットを利用した情報発信【D-13】

インターネットでのライブ中継（番組等）など他と連携できるものを有効に活用していくべきでは

【関連】 情報通信

地域の高度情報化の推進【C-8】

インターネットを利用した情報発信【D-13】

《生活環境整備計画》

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

1円で土地を提供している自治体もあり、そのような住宅施策を講じていくべきでは

【関連】 住環境

定住に向けた住宅確保への支援【C-11】

定住に向けた住宅確保への支援【D-18】

利用者の多くはサウナを利用することが多く、整備時に検討していくべきでは

【関連】 公衆浴場

公衆浴場施設整備の推進【C-20】

公衆浴場施設整備の推進【D-27】

新エネルギーは今後どのような方向性で進めていくか明らかにしていくべきでは

【関連】 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進【C-21】

環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入推進【D-29】

間伐などの実施によって新たな雇用にも結びつくものであり、森林整備を推進していくべきでは

【関連】 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進【C-21】

環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入推進【D-29】

林業	間伐、保育その他森林整備の促進【C-33】 木材生産と調和した多機能発揮のための計画的整備【D-55】 森林施業の共同化の促進【C-34】 森林施業のための組織づくり【D-57】 施業効率化に向けた団地化推進【D-58】 林業従事者の養成、確保【C-35】 林業の担い手育成の取り組み【D-60】
----	--

《産業振興計画》

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

不良排水路等の整備は生産性に大きな影響を与えるため、計画的に整備を進めていくべきでは

【関連】 農業 収益性の高い地域農業の展開【C-27】
生産基盤の計画的推進【D-38】

担い手後継者対策に大きな予算をかけて実施していくべきでは

【関連】 農業 農業の担い手の育成、確保【C-29】
多様な担い手の育成、確保【D-45】

農業活性化センターの役割・機能を見直していくべきでは

【関連】 農業 収益性の高い地域農業の展開【C-27】
農業所得の確保【D-37】
農業の担い手の育成、確保【C-29】
多様な担い手の育成、確保【D-45】

農業経営の規模拡大に伴いコントラクター組織を育成していくべきでは

【関連】 農業 多様でゆとりある農業経営の促進【C-28】
労働力の確保【D-43】

地場産品への開発費に対する支援の充実を図るべきでは

【関連】 農業 収益性の高い地域農業の展開【C-27】
農畜産物の販路拡大【D-39】
商工業 地域に根ざした工業生産【C-39】
地域に根ざした工業生産【D-65】
消費者と協働による消費生活運動の展開【C-43】
地元産品の地元消費【D-72】

カーボンオフセットなどの取り組みを参考にしていくべきでは

【関連】 地球温暖化対策 地球温暖化対策の推進【C-21】
環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入推進【D-29】
林業 間伐、保育その他森林整備の促進【C-33】
木材生産と調和した多機能発揮のための計画的整備【D-55】
森林施業の共同化の促進【C-34】
森林施業のための組織づくり【D-57】
施業効率化に向けた団地化推進【D-58】
林業従事者の養成、確保【C-35】
林業の担い手育成の取り組み【D-60】

民有林などの森林整備を計画的に進めていくべきでは

間伐、保育その他森林整備の促進【C-33】
木材生産と調和した多機能発揮のための計画的整備【D-55】
森林所有者の整備促進啓発【D-56】
森林施業の共同化の促進【C-34】
森林施業のための組織づくり【D-57】
施業効率化に向けた団地化推進【D-58】
森林組合との連携【D-59】

【関連】 林業

商店街の空き地空き店舗対策を進めていくべきでは

時代に応じた魅力ある商店街の形成【C-38】
商店街活性化の支援【D-64】

【関連】 商工業

イベントは街の中で実施できるようにしていくべきでは

個性を活かしたイベントの育成【C-46】
イベント・地場製品の広報活動【D-77】

【関連】 観光

アーティスト（芸術家）等の卵などが定住し活動できるように支援していくべきでは

豊かさと活力ある農村の構築【C-31】
魅力ある農村の構築【D-51】

【関連】 農業

塩狩温泉は町の玄関口であり、知名度もあることから宿泊施設として整備していくべきでは

観光施設の整備と観光ルートを活用【C-44】
自然に親しむ観光地の整備【D-74】

【関連】 観光

ツーリストなどの情報発信力を活用した滞在型観光について検討すべきでは

豊かさと活力ある農村の構築【C-31】
魅力ある農村の構築【D-51】
地域の特性を活かした体験型滞在型観光の研究【C-45】
滞在型観光の研究【D-76】

農業

【関連】 観光

農業体験などで受け入れる宿泊施設について検討すべきでは

豊かさと活力ある農村の構築【C-31】
魅力ある農村の構築【D-51】

【関連】 農業

研修館「楡」の活用について滞在型観光を最優先するなどメリハリのある運営方法を検討すべきでは

豊かさと活力ある農村の構築【C-31】
魅力ある農村の構築【D-51】
地域の特性を活かした体験型滞在型観光の研究【C-45】
滞在型観光の研究【D-76】

農業

【関連】 観光

社会教育（3）ス
ポーツ活動

スポーツの基盤の整備充実【C-59】
スポーツ施設の整備、管理運営の充実【D-112】

《教育・文化・スポーツ振興計画》

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

クラブ活動などを熱心に行ってくれる教師の誘致を積極的に進めていくべきでは

学校教育

自立した生き方を支える基本的な資質・能力の確実な定着と、社会の変化に対応した新しい時代を生きていくための実践的な力を培う教育【C-47】

【関連】

学習指導の充実【D-79】

社会教育（3）ス
ポーツ活動

誰もが親しめるスポーツ機会の拡充【C-58】

スポーツ人口の拡大と組織強化【D-109】

スポーツ基盤の整備充実【C-59】

各種スポーツ指導者の育成・強化【D-111】

加速する国際化社会に対応できるよう情報収集や語学研修などの充実を図るべきでは

【関連】

社会教育（1）教
育・文化活動

社会教育推進と文化振興のための基盤整備【C-52】

生涯学習環境の整備活用と人材育成【D-101】

郷土資料館を効率的に活用する方法を検討すべきでは

【関連】

社会教育（1）教
育・文化活動

郷土文化の継承【C-54】

文化財の保存と活用の推進【D-103】

《社会福祉計画》

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

配食サービスの充実を図っていくべきでは

高齢者福祉

高齢者福祉施策の充実【C-61】

【関連】

在宅生活支援事業の充実【D-117】

社会福祉団体等

社会福祉協議会の支援【C-76】

社会福祉協議会の支援【D-134】

高齢者福祉施設などを充実させていくべきでは

高齢者福祉

総合的なサービス供給体制の確立【C-66】

相談窓口と推進体制の確立【D-123】

社会福祉団体等

社会福祉法人、民間事業者等の組織化等促進【C-77】

【関連】

福祉団体の育成と組織化【D-135】

民間事業化の促進【D-136】

社会保障

安心できる介護体制づくり【C-79】

介護サービス供給体制の確立と安定した在宅生活の継続支援【D-139】

高齢者の一人暮らし世帯への支援を充実していくべきでは

住環境

住宅整備への支援【C-10】

福祉対応型住宅への支援【D-17】

【関連】

高齢者福祉

高齢者福祉施策の充実【C-61】

在宅生活支援事業の充実【D-117】

社会福祉団体等

社会福祉協議会の支援【C-76】

社会福祉協議会の支援【D-134】

要介護者を増やさないう、予防介護事業を充実させていくべきでは

	高齢者福祉	高齢者福祉施策の充実【C-61】 在宅生活支援事業の充実【D-117】
【関連】		生涯元気を保つ健康づくり【C-61】 健康づくり活動の推進【D-119】
	社会保障	安心できる介護体制づくり【C-79】 介護サービス供給体制の確立と安定した在宅生活の継続支援【D-139】

子育て支援センターを土日にも利用できるよう検討すべきでは

【関連】	児童福祉	子育て支援の充実【C-60】 子育て支援の充実【D-130】
------	------	-----------------------------------

〈保健医療計画〉

審議会での主な意見

【関連】 主要な施策と施策の内容

救急医療では多くの方が旭川への搬送を希望しており、柔軟な対応をしていくべきでは

	消防・救急	消防・救急体制の充実【C-22】 消防体制の整備【D-30】
【関連】		救急業務の高度化【D-31】
	医療	医療サービスの充実【C-86】 他医療機関との医療連携【D-154】

町民参加の状況

◆町民意向調査

1. 調査目的

第5次総合計画を策定するにあたり、町民の皆さんが本町の政策に対する満足度や今後のまちづくりに対する重要な施策をどのように考えているかなど、様々なご意見やご要望を新しい総合計画に反映させることを目的として実施しました。

2. 調査方法

- ①調査対象 町内に居住する18歳以上の町民1,500名
- ②抽出方法 無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布、回収
- ④調査時期 平成22年5月27日から6月15日まで
- ⑤回収率 52.1%

◆小中高生アンケート調査

1. 調査目的

第5次総合計画を策定するにあたり、小学5年生から高校生までの児童生徒が、本町の印象や将来についてどのように考えているかなど実態を把握し、総合計画に反映させることを目的として実施しました。

2. 調査方法

- ①調査対象 町内に在住する小学5年生から高校生までの児童生徒
- ②調査方法 小中学生は教師の指導のもと配布、改修
高校生は郵送による配布、回収
- ③調査時期 平成22年6月4日から6月30日

◆まちづくり団体アンケート調査

1. 調査目的

第5次総合計画を策定するにあたり、町内において活動している各種団体・機関がどのような活動状況にあり、まちづくりに対してどのような考えを持っているかについて把握し、総合計画に反映させることを目的として実施しました。

2. 調査方法

- ①調査対象 町民が任意に組織した団体で意見や要望を把握する機会の少ない33団体

- ②調査方法 郵送による配布、回収
- ③調査時期 平成 22 年 5 月 27 日から 6 月 30 日まで
- ④回収率 51.5%

◆町政懇談会

1. 調査目的

第 5 次総合計画を策定するにあたり、例年開催している町政懇談会の開催時期を早めて、総合計画及び平成 23 年度の町政運営に反映させることを目的として実施しました。

2. 開催の状況

①7月15日	： 東山自治会	東山自治会館	17名出席
②7月16日	： 恵みヶ丘自治会	恵みヶ丘自治会館	11名出席
③7月21日	： 中和自治会	中和自治会館	9名出席
④7月22日	： 仲町自治会	町民センター子供会室	17名出席
⑤7月23日	： 西町自治会	西町自治会館	17名出席
⑥7月26日	： 大通自治会	交流施設ひだまり	9名出席
⑦7月27日	： 若草自治会	若草自治会館	14名出席
⑧7月29日	： 西和福原自治会	西和福原自治会館	11名出席
⑨7月30日	： 三笠南自治会	三笠南集会所	24名出席
⑩8月2日	： 三和・菊野自治会	三和・菊野自治会館	8名出席
⑪8月3日	： かたくり自治会	かたくり自治会館	11名出席
⑫8月4日	： 松岡・北原自治会	松岡・北原自治会館	5名出席
			12自治会 計 153名

◆町民まちづくり会議

1. 設置目的

和寒町の将来を展望した町政の総合的指針として、第 5 次和寒町総合計画を策定するにあたり、今後のまちづくりの基本的な方向性について議論し、町民の声を計画に反映することを目的として設置しました。

2. 開催の状況

講師	： 名寄市立大学 非常勤講師	白井 暢 明 氏
座長	： 老人クラブ連合会 (副会長)	佐々木 幸 雄 氏
副座長	： 公募委員 (農業者)	高橋 正 行 氏
①第 1 回	8 月 19 日	町民センター子供会室 講師 1 名 委員 14 名出席
②第 2 回	8 月 26 日	町民センター子供会室 講師 1 名 委員 14 名出席
③第 3 回	9 月 9 日	町民センター子供会室 講師 1 名 委員 14 名出席

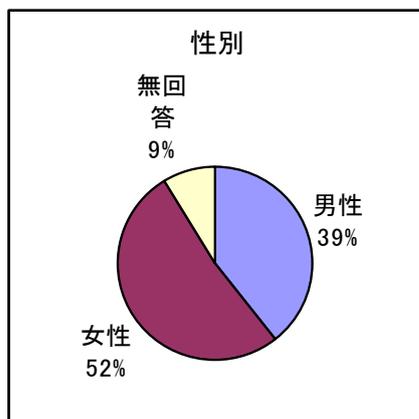
町民意向調査の結果

I はじめにあなたご自身のことについておたずねいたします

問1. 回答者の属性について

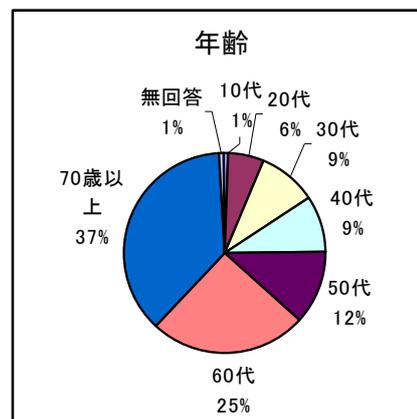
(ア) 性別

女性がほぼ半数、男性が4割となりました。



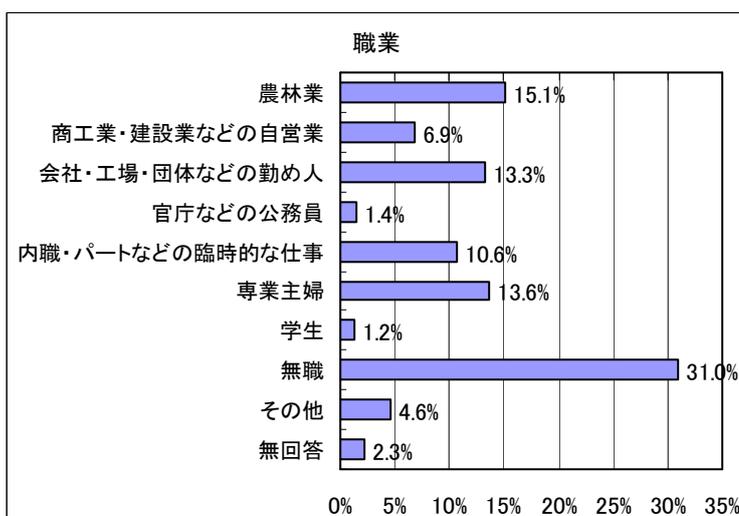
(イ) 年齢

60、70歳代で約6割を占め、50歳代を足すと約75%となりました。



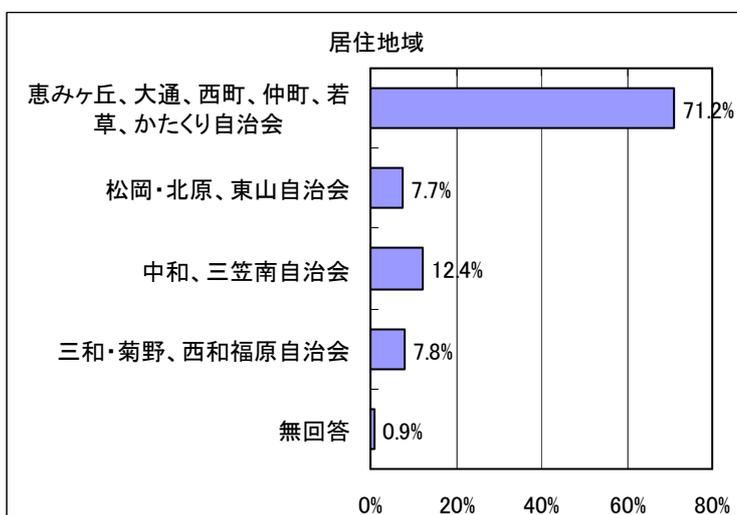
(ウ) 職業

高齢者の回答が多いため「無職」が31.0%と最も多く、次いで「農林業」、「会社・工場・団体などの勤め人」となっています。また、「専業主婦」の回答も13.6%と高い割合を占めています。



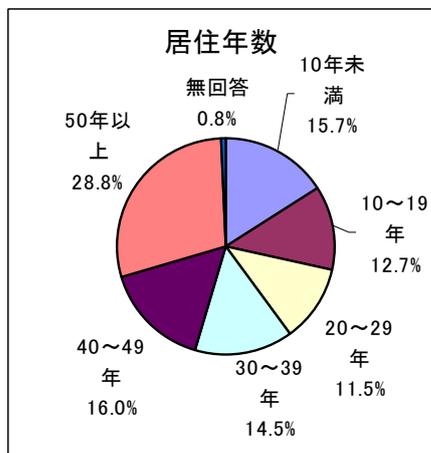
(エ) 居住地域

居住地域は「恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草、かたくり自治会」が回答の7割を占めています。



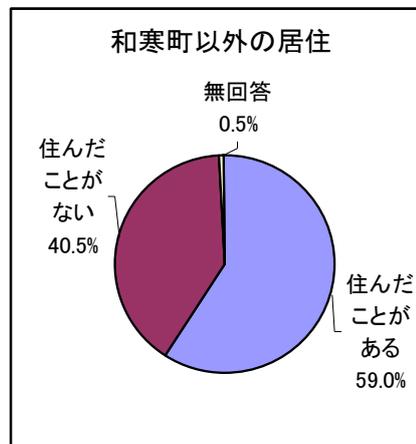
(オ) 居住年数

居住年数は「50年以上」が28.8%と最も多く、次いで「40～49年」「30～39年」となっている。



(カ) 和寒町以外の居住

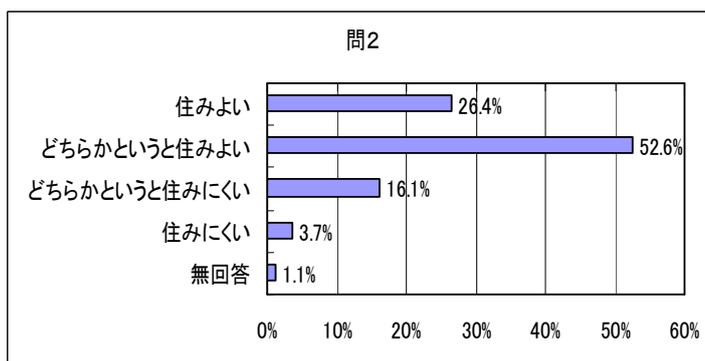
「(和寒町以外に) 住んだことがある」が59.0%と最も多くなっており、回答者の半数以上は他市町村に居住したことがうかがえます。



Ⅱ 和寒町についておたずねいたします

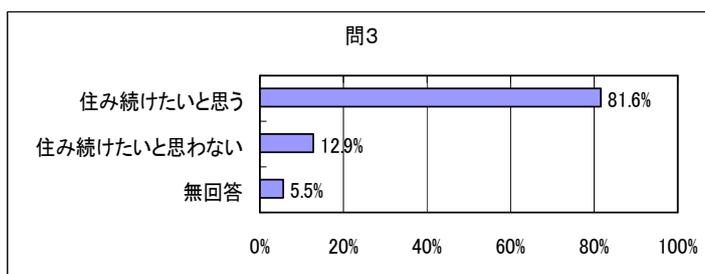
問2. 住みよいところですか

「どちらかという住みよい」の回答が約半数を占め、46.7%となっており、「住みよい」を合わせると8割を超え、住みごこちの満足度が高くなっています。



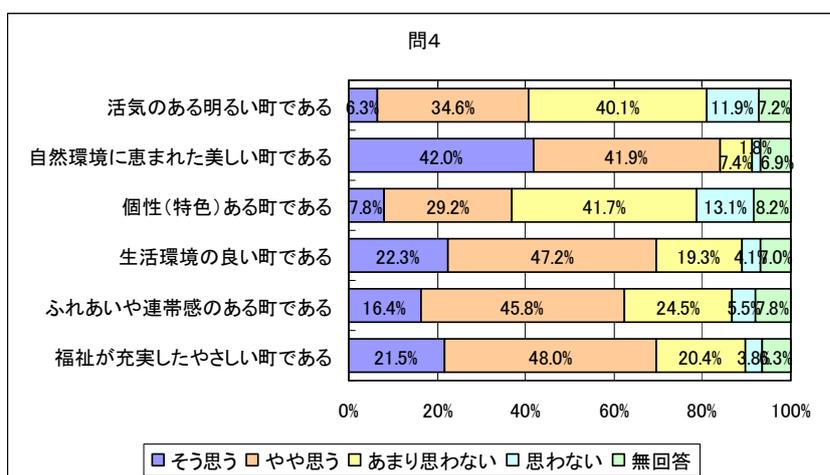
問3. 住み続けたいと思いますか

「住み続けたいと思う」の回答が81.6%と高く、多くの回答者が和寒町に住み続けたいと回答しています。



問4. 和寒町の印象(イメージ)について

「自然景観や生活環境が良く、ふれあい・連帯感があり、福祉はおおむね充実しているが、あまり活気や個性があると思わない」という印象になっています。

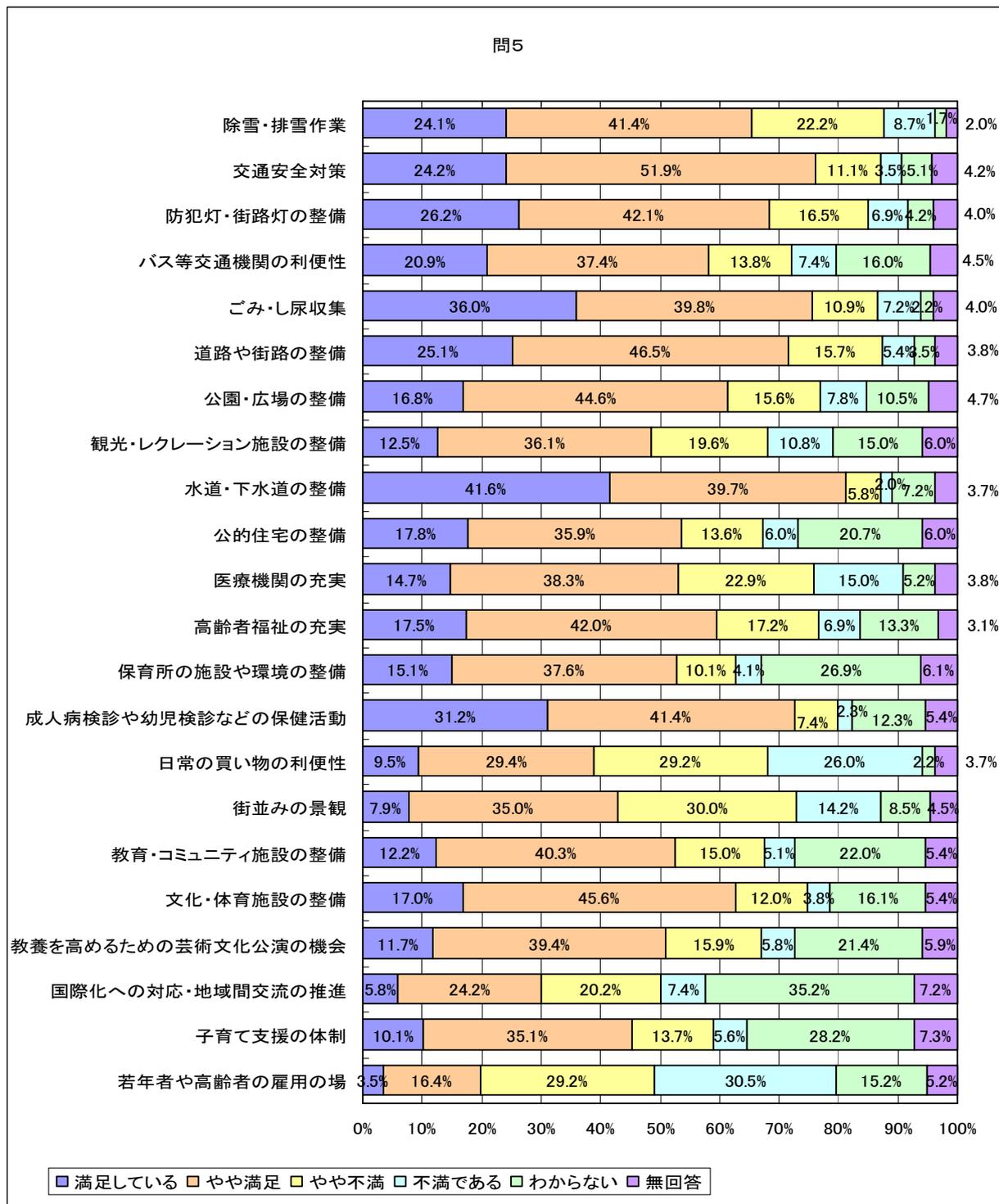


問5. 日常生活での満足度・不満足度

「交通安全対策」「ごみ・し尿収集」「道路や街路の整備」「水道・下水道の整備」「成人病検診や幼児検診などの保健活動」については概ね満足が得られています。

一方「日常の買い物の利便性」「街並みの景観」「若年者や高齢者の雇用の場」に対しては「不満」「やや不満」の構成比が高く、今後の課題として取り組んでいく必要があります。

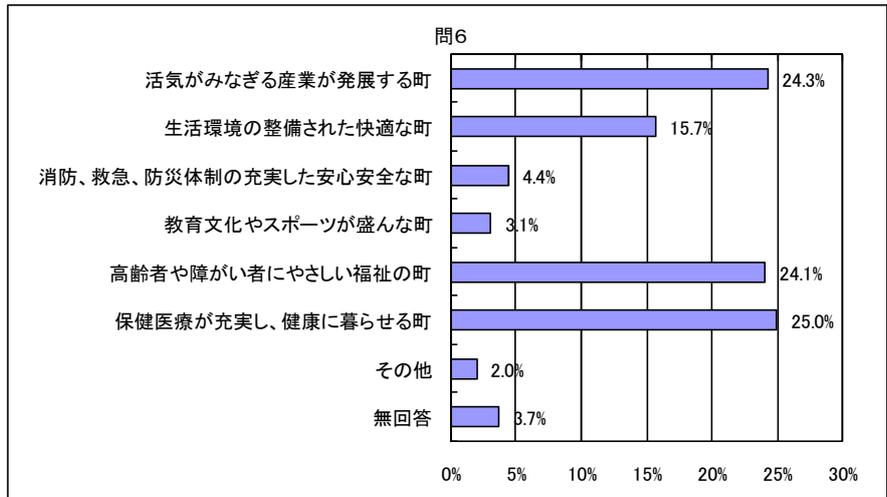
また「保育所の施設や環境の整備」「国際化への対応・地域間交流の推進」「子育て支援の体制」等に対しては「わからない」との回答が多くなっています。



Ⅲ 今後の和寒町のまちづくりについておたずねします

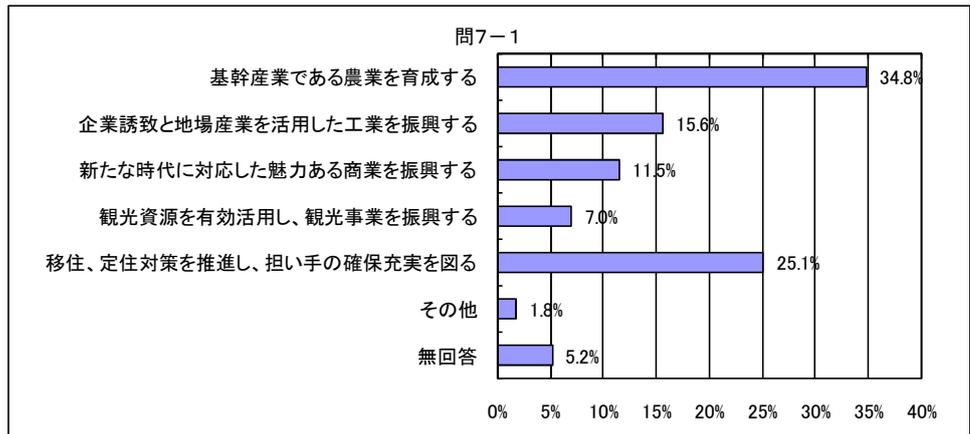
問6. 将来の和寒町のイメージ

「保健医療が充実し、健康に暮らせる町」が最も高く、次いで「活気がみなぎる産業が発展する町」「高齢者や障がい者にやさしい福祉の町」でそれぞれ2割を超えており、この3つで全体の7割を超える結果となり特に関心の高い項目となっています。



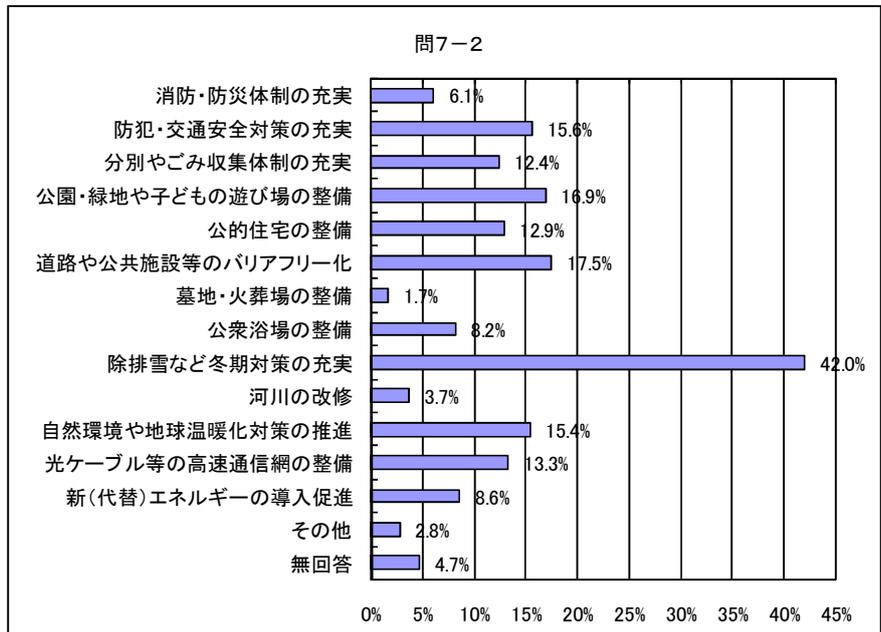
問7-1. 産業振興について

最も構成比の高い項目は「基幹産業である農業を育成する」で34.8%、次いで「移住、定住対策を推進し、担い手の確保充実を図る」の25.1%となっています。



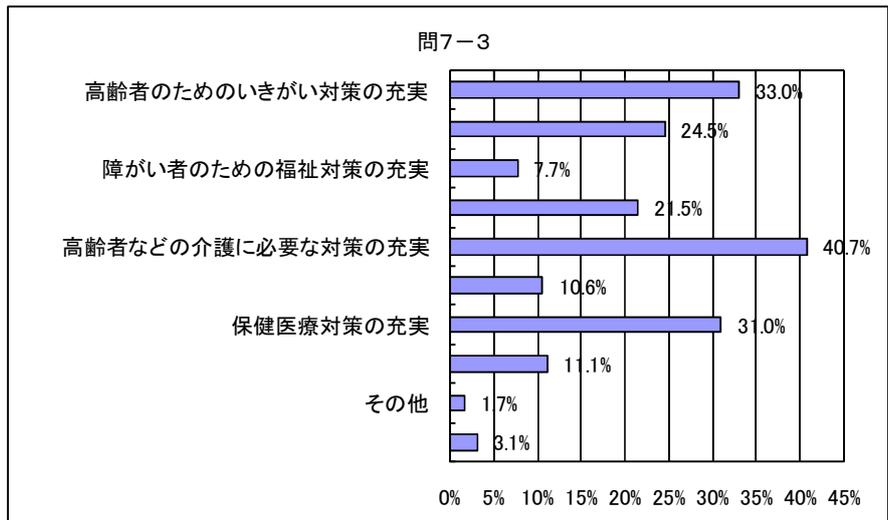
問7-2. 生活環境について

最も構成比の高い項目は「除排雪など冬期対策の充実」の42.0%、次いで「道路や公共施設等のバリアフリー化」「公園・緑地や子どもの遊び場の整備」が概ね同程度の割合となっています。



問7-3. 福祉サービスについて

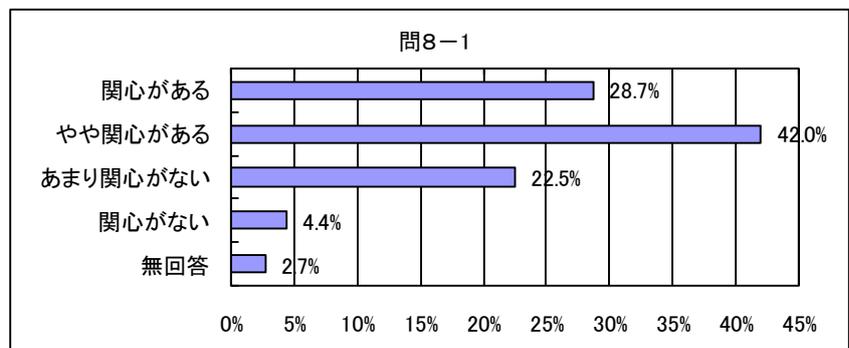
最も構成比が高いのは「高齢者などの介護に必要な対策の充実」の回答が40.7%と最も高く、次いで「高齢者のためのいきがい対策の充実」、「保健医療対策の充実」となっています。



Ⅲ 今後の和寒町のまちづくりについておたずねします

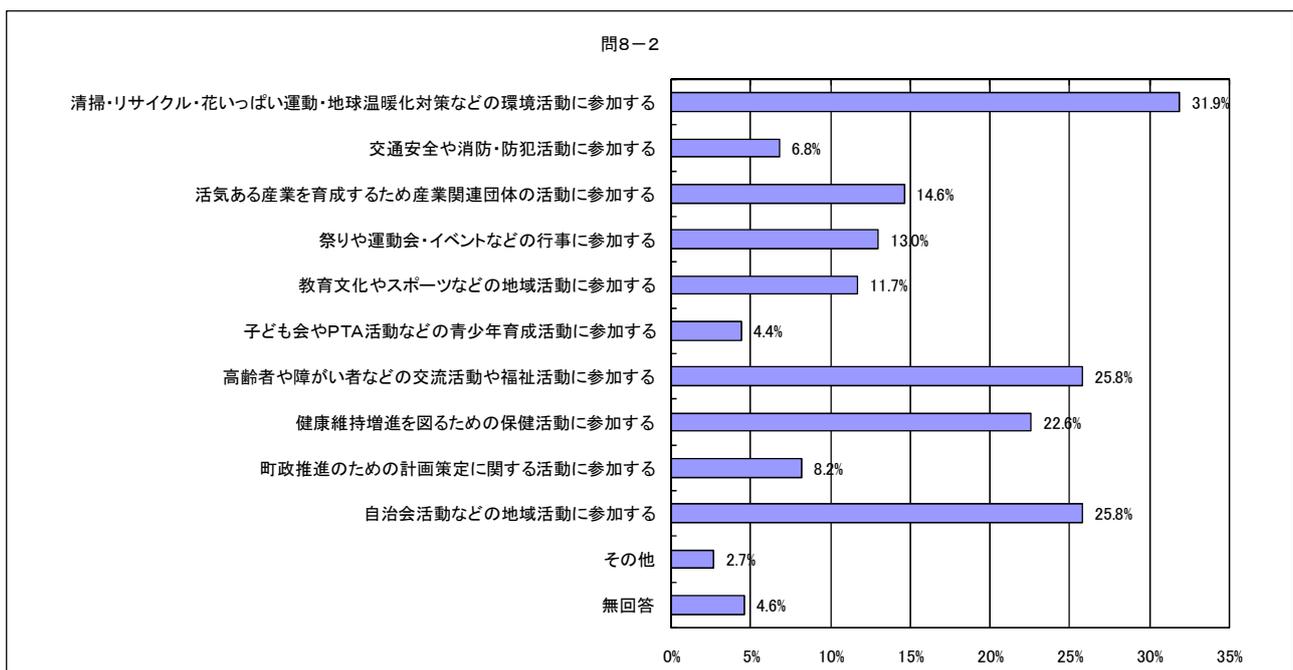
問8-1. 町政（まちづくり）に対する関心

町政への関心度は「やや関心がある」が最も高く42.0%で、次いで「関心がある」の28.7%となっており、合わせると7割程度の構成比となり、町政に対する関心度は高いものとなっています。



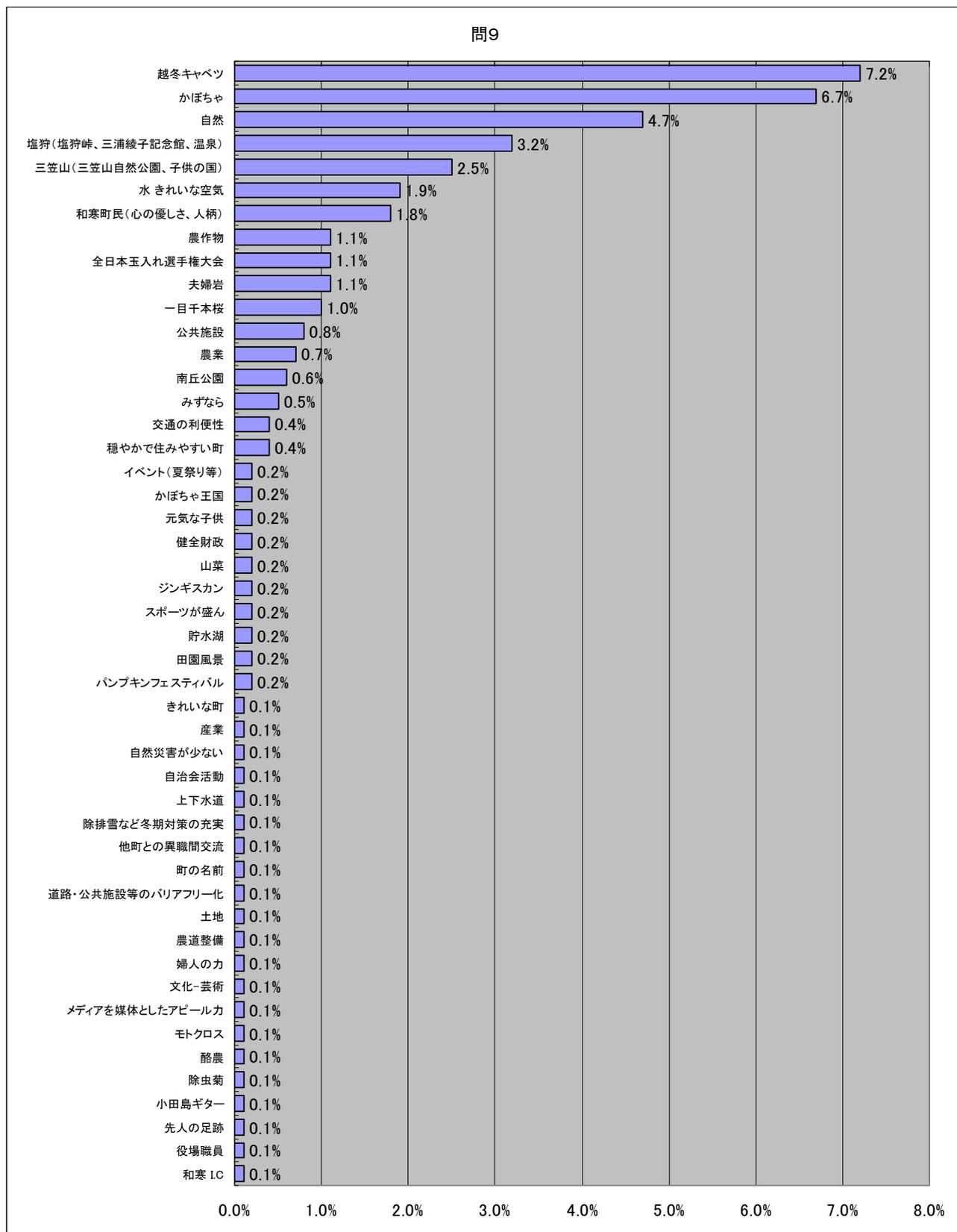
問8-2. 参加したい活動内容

参加したい活動内容は「清掃・リサイクル・花いっぱい運動・地球温暖化対策などの環境活動に参加する」の回答が31.9%と最も高く、次いで「自治会活動などの地域活動に参加する」の25.8%、「高齢者や障がい者などの交流活動や福祉活動に参加する」の25.8%となっています。



問9. 郷土の自慢・宝

和寒町の自慢・宝として「越冬キャベツ」の7.2%、「かぼちゃ」の6.7%と高く、その他にも上位の回答として「自然」「塩狩（塩狩峠、三浦綾子記念館、温泉）関連」「三笠山(三笠山公園)(子供の国)関連」などが多く挙げられています。



和寒町自治基本条例

(平成 21 年 12 月 25 日条例第 18 号)

私たちのまち和寒町は、名寄盆地の最南端、「塩狩峠」の麓に広がり、先人のたゆみない努力と英知の結集により、幾多の困難を乗り越え、豊かな郷土として今日の発展を築いてきました。

私たちは、これまで先人が守り育てた貴重な財産を次世代へ伝えるため、町民主体の元気なまちの実現に尽くしてきました。そして、21世紀を迎えた今、私たちは一体となって、住むことに誇りと希望を抱くことのできる「わっさむ」を目指していかなければなりません。

私たちは、町民主権の民主的なまちづくりを進めるため、自治の基本的な理念を掲げ、その理念を具体化する制度・原則を明らかにする最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、和寒町における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内に事務所又は事業所を有する法人、町内で活動する団体をいいます。
- (2) 町 町長をはじめとするすべての執行機関をいいます。
- (3) 参画 町の政策や事業等の計画立案、実施及び評価等まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。
- (4) 協働 私たちが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力し合うことをいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、町民憲章の精神を尊重し、次に掲げることを基本理念として、地方自治の確立を目指します。

- (1) 私たちは、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によるまちづくりを進めます。
- (2) 私たちは、一人ひとりがまちづくりの主体であることを理解しあい、参画と協働によるまちづくりを進めます。
- (3) 私たちは、お互いの人権を尊重し、違いを認め合い、健康で豊かな心身を育み、安全・安心のまちづくりを進めます。

第2章 基本原則

(情報の共有)

第4条 まちづくりに関する情報は、私たちがお互いに共有することを基本とします。

(町民参画)

第5条 まちづくりは、その主体となる町民一人ひとりの参画により進めていくことを基本とします。

(協働)

第6条 まちづくりは、それぞれの自主性を尊重し、お互いの特性を発揮しながら、協働により進めていくことを基本とします。

第3章 町民の権利と役割

(町民の参画する権利)

第7条 町民は、まちづくりの主体として等しくまちづくりに参画する権利を有します。

(町民の知る権利)

第8条 町民は、町が保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

(町民の役割)

第9条 町民は、一人ひとりが役割を自覚し自ら進んで考え、お互いに意見を理解し尊重しあい、責任ある行動をとり、より活力ある地域社会づくりに努めます。

第4章 町民参画の推進

(町民参画の推進)

第10条 町は、町民の様々な意向が町政に反映されるよう、町民参画の機会拡充に努め、その仕組みを整えます。

2 町は、それぞれの事案に応じて効果的な町民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

(自治会活動やボランティア活動等の推進)

第11条 町民は、暮らしやすい地域社会を築くため、自治会活動やボランティア活動等を自由な意思に基づいて形成し、積極的に参加するよう努めます。

2 町は、自治会活動やボランティア活動等の自主性及び自立性を尊重し、その活動に関わる施策を推進します。

(町民投票)

第12条 町は、町政の重要な課題について、直接町民の意思を確認し、町政に反映させるため、町民投票を実施することができます。

2 町と町議会は、町民投票の結果を尊重します。

第5章 町の役割と責務

(町長の責務)

第13条 町長は、町政の最高責任者として、町民の信託に応え、この条例を守り、公正かつ誠実に町政を執行し、まちづくりの推進に努めます。

(職員の責務)

第14条 職員は、公正、公平な立場でこの条例を誠実に守り、町民の視点に立って職務を効果的に行うよう努めます。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることに自覚を持ち、積極的にまちづくりの推進に努めます。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能などの向上に努めます。

第6章 行政運営

(行政組織)

第15条 町は、社会や経済の情勢及び政策課題の変化に柔軟に対応するため、町民にわかりやすく、機能的で効果的な組織を編成します。

(総合計画)

第16条 町は、計画的な行政を運営するため、まちづくりの将来目標などを定めた基本構想と、これを具体化するための計画（以下「実施計画」という。）で構成する総合計画を策定します。

2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 町は、総合計画のほかに特定分野ごとの計画の策定にあたっては、総合計画と整合性を図り、計画相互間の体系化に努めます。

4 町は、社会や経済の情勢変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する実施計画に盛り込まれた事業を毎年度見直しするとともに、効率的かつ効果的な事業の進行に努めます。

5 町は総合計画の成果を把握するとともに評価を加え、適切な進行管理を行い、進捗状況を公表します。

(行政評価)

第17条 町は、施策、事業が効率的かつ効果的に実施されているかどうかを点検するため、行政評価を実施します。

2 町は、行政評価の過程や結果を公表するとともに、これを町の施策、事業に反映します。

(財政運営)

第18条 町は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政運営に努めます。

2 町は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を町民にわかりやすく公表します。

(行政運営の効率化)

第19条 町は、効率的かつ効果的に行政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。

2 町は、行財政改革大綱及びその進捗状況を公表します。

(説明責任)

第20条 町は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、町の実施する施策、事業について、その内容及び意思決定の過程を町民にわかりやすく説明します。

2 町は、まちづくりに関する町民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応します。

(審議会等)

第21条 町は、まちづくりに関する重要な政策課題を町民とともに解決するため、審議会等を設置することができます。

2 町は、審議会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めます。

3 審議会等の会議、資料、議事録は原則として公開します。

(安全なまちづくり)

第 22 条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時における危機管理体制の整備に努めます。

2 町民は、お互いに助け合い行動できるよう、防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(情報公開)

第 23 条 町は、保有する情報が町民と共有できる財産であることを認識し、積極的に公開し、かつわかりやすく提供するよう努めます。

(個人情報の保護)

第 24 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

(行政手続)

第 25 条 町は、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導などの行政手続きを公正に行います。

第 7 章 議会

(議会の責務)

第 26 条 議会は、町的意思決定機関として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動します。

2 議会は、町政が適切かつ効果的に実施されているか調査及び監視するとともに、議決した内容及びその過程を町民にわかりやすく明らかにします。

(議員の責務)

第 27 条 議員は、この条例の基本理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

第 8 章 連携と協力

(他自治体等との連携)

第 28 条 町は、共有する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的な視点に立ったまちづくりに努めます。

2 町は、広域連合や一部事務組合等を活用し、近隣の自治体との連携、協力を積極的に進め、効率的な行政運営と町民へのサービスの向上に努めます。

第 9 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 29 条 町と議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて絶えず点検を行い、必要な場合はこの条例を見直します。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。